

山梨県公報

第千四百九十五号

平成十六年

七月二十六日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更……………

五〇九

都市計画事業の認可(二件)……………

五〇九

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………

五一〇

公告

採石業務管理者試験の実施……………

五一〇

開発行為に関する工事の完了について……………

五一〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………

五一一

土地改良区役員の退任及び就任……………

五一一

監査委員

外部監査人の監査の業務を補助させることができる旨の協議……………

五一一

告示

山梨県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年八月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三六〇四番の一地先(県有林二〇五林班ろ四小班)から
北都留郡小菅村字井戸入一七五二番の一地
先まで

新		旧
九・六〃 七五・二	五・九〃 四七・二	一四五三・〇
	一四五三・〇	
	三八〇七・〇	

山梨県告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称
竜王町及び敷島町

二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 三・四・十二号竜王駅裏通り線

三 事業施行期間
平成十六年七月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

山梨県中巨摩郡竜王町大字竜王新町字清水及び敷島町大字大下条字上河原、字泉尻、字金ノ尾地内

2 使用の部分

山梨県中巨摩郡敷島町大字大下条字上河原地内

山梨県告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 施行者の名称
竜王町

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業 三・四・二十八号竜王駅前線

三 事業施行期間

平成十六年七月二十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

山梨県中巨摩郡竜王町大字竜王新町字東裏、大字名取字上河原及び敷島町大字大下条字上河原地内

2 使用の部分

なし

山梨県告示第三百三十一号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から適用する。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一の(三)の12中「北巨摩郡双葉町龍地字着物沢四八式参番」を「甲斐市竜地字着物沢四八式参番」に改める。

公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十六年十月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成十六年九月十三日（月）から同月二十九日（水）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡忍野村忍草字高芳一四〇〇の三一、一四〇〇の三六、一四〇〇の三七、一四〇一の一部、一四〇二の一部、一四〇三の一部及び一四〇四の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ 代表取締役会長 捧賢一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町篠原字下新田二九三四の一、二九三四の二、二九三四の三、二九三四の四、二九三四の五、二九三六の二、二九三六の三、二九三六の五、二九三六の六、二九三六の七、二九三六の八、二九三六の一〇、二九三六の一、二九三六の二、二九三六の三、二九三六の四、二九三六の一五、二九四〇の二、二九四二の二、二九四七の三、二九四七の五、二九四七の七及び二九五〇の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町篠原百七十五の一 島田利彦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年七月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字村下一九二〇の一、一九二〇の二、一九二〇の五及び一

- 九二〇の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条五百十三番地の三 鷹野健吾

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、差出堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成十六年七月二十六日

退任 山梨県知事 山本 栄彦

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	佐藤 勇	山梨市万力二二〇〇番地一	平成十六年六月十日

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十六年七月二十六日

山梨県監査委員 高石 国康
同 早川 正秋
同 前島 茂松
同 高尾 堅一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
大坪 秀憲	東京都杉並区成田東五 四〇 九	平成十六年七月二十一日 ～ 平成十七年二月二十日
五〇二		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番